

31 保健第 2744 号
令和 2 年 3 月 12 日

管理者 様

岡 崎 市 長

健康増進法に基づく受動喫煙防止対策の徹底について（依頼）

日頃は、保健事業に御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成 30 年 7 月に健康増進法の一部を改正する法律が公布され、施設類型別の受動喫煙防止対策が段階的に施行されています。


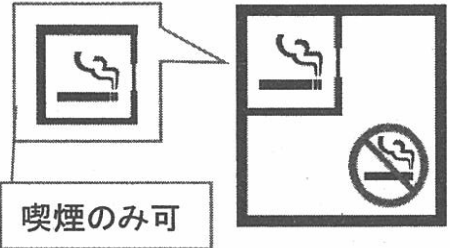
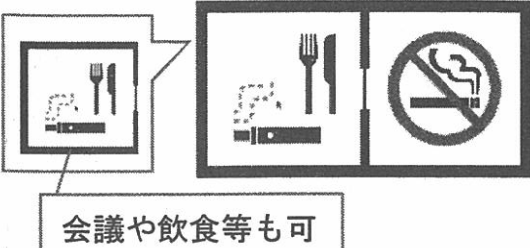

既に学校・医療機関等の第一種施設は、令和元年 7 月から敷地内禁煙が義務化されておりますが、飲食店や事務所等の第二種施設は、令和 2 年 4 月 1 日から「原則屋内禁煙」が義務となります。

第二種施設に該当する施設におかれましては、別添資料のとおり法に基づく受動喫煙防止対策を徹底していただきますようお願いいたします。

（担当：保健部健康増進課 健康増進係 電話（0564）23-6639）

2020年4月1日から原則屋内禁煙が義務化されます！

健康増進法の改正に基づき、令和2年4月から第二種施設に該当する多くの人を利用する全ての施設は『原則屋内禁煙』となります。法の規定する義務に違反した場合の罰則や立入検査等も定められました。施設管理者・施設管理権原者の皆様は、施設の以下の3つのいずれかの受動喫煙防止対策を必ず実施してください。

	屋内禁煙	喫煙専用室設置	加熱式たばこ専用の喫煙室設置
分類		 <p>喫煙のみ可</p> <p>省令で定める設置基準を満たす必要があります。</p>	 <p>会議や飲食等も可</p> <p>省令で定める設置基準を満たす必要があります。</p>
施設管理者の義務等	<p>▶施設管理者が屋外に喫煙場所を設置する場合は、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮した場所に設置</p>	<p>▶標識の掲示（専用室出入口及び専用室を設置する建物の出入口）</p> <p>ホームページからダウンロード可（https://jyudokitsuen.mhlm.go.jp/sign/） → </p> <p>▶基準に適合する喫煙室の維持</p> <p>▶喫煙エリアへの20歳未満の者立入禁止（従業員を含む）</p> <p>▶望まない受動喫煙を生じさせないよう配慮</p> <p>▶違反時の立入検査の受け入れ</p>	

※ホテル・旅館等の客室は適用除外

詳しい情報はこちらをご覧ください

なくそう！望まない受動喫煙



愛知県 受動喫煙防止 検索



岡崎市たばこ対策マスコットキャラクター スワン

問合せ先：岡崎市保健所健康増進課 健康増進係 ☎0564-23-6639